

# 増 改 築 相 談 員

## 新規研修会

### 実務経験10年以上と研修会受講で増改築相談員として登録!!

増改築相談員とは、新築工事又はリフォーム工事に関する実務経験を10年以上有し、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下、センター）が企画した研修会を受講し、審査に合格すると、増改築相談員としてセンターに登録されます。

研修会では、住宅建築に関する知識はもちろんのこと、融資や税金、お客様との接し方などを幅広く学ぶことが出来ます。5年毎の更新研修会では、新しい技術や知識の修得が必要になります。

この制度は、昭和60年度から始まり、現在、全国で約14,000人の方が増改築相談員としてセンターに登録されています。

#### 【研修会カリキュラム】

- ・総論・相談・工事の進め方
- ・性能向上リフォーム等
- ・住宅の点検と補修
- ・設備のリフォーム
- ・最近のトピック
- ・関連法規・制度等
- ・関連融資・住宅の税金
- ・トラブル事例とその対応
- ・介護保険における住宅改修・実務解説

- 日 時 : 平成 29 年 11 月 14 日 (火) 午前 10 時 00 分 ~ 午後 3 時 30 分  
15 日 (水) 午前 10 時 00 分 ~ 午後 3 時 20 分 ※ 2日間の受講が必要です
- 会 場 : あいけん「愛知県建設センター」(名古屋市昭和区桜山町3-51-2)
- 受 講 : あいけん組合員・会員の方 26,000円  
上記以外の方 32,000円 (テキスト代・登録料含む)
- 受講要件 : 住宅の新築工事又はリフォーム工事に関する実務経験を10年以上有する方
- 申込締切 : 10 月 27 日 (金) 必着

### 増改築相談員新規研修会申込書

FAX (052) 841-4591 又はご郵送ください。

フリガナ						あいけんの組合員・会員の有無	
氏 名						有・無	あいけん登録番号
生年月日	昭和 平成	年	月	日	職種	実務経験	年
自宅住所	( 〒 — )						
電 話				携帯			FAX

当センターでは、個人情報保護に関する法律を遵守しています。ご記入いただいた情報は、本件に関する連絡のみに利用させていただきます。H29.10第192号

